

◎新潟県病院局告示第 5 号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第 5 号）第44条の 2 の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

- 1 委託した事務
新潟県立病院における診療費等未収金収納事務
- 2 受託者の住所及び名称
東京都中央区日本橋 3 丁目 9 - 1 日本橋三丁目スクエア12階
弁護士法人ライズ総合法律事務所
- 3 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで